

人事行政の運営等の状況

1010656

人事課 ☎(632)2074

市職員は 3,275 人

本市では、宇都宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第3号)を制定しています。同条例第4条第1項の規定に基づいて、次の通り公表します。

採用

採用試験の実施状況(令和4年度実績)

試験区分	受験者数(人)	最終合格者数(人)
age22-29	495	75
自己アピール	17	3
age30-40	140	12
age18-21	67	4
資格職(※1)	58	25
身体障がい者対象	4	2
育休代替任期付	22	13
消防職	214	23

採用人数 193人

- 行政職 159人(試験114人、選考12人、再任用33人)。
- 技能労務職 4人(再任用4人)。
- 消防職 30人(試験23人、再任用7人)。

退職者数 206人

- 定年 69人。
- 早期 22人。
- 自己都合 44人。
- 再任用満了 28人。
- その他 43人。

人数

定員適正化計画の進捗状況

- 目標 令和5年度3,250人。

年度	全職員数	計画対象職員数(※2)
令和5年度	3,275人	3,275人
令和4年度	3,295人	3,234人
令和3年度	3,293人	3,233人

給与

■人件費(令和4年度普通会計決算)
292億5,051万円(人件費率11.2%)。

■給与費(令和5年度普通会計予算)
200億746万円(給料114億5,673万円、職員手当36億3,168万円、期末・勤勉手当49億1,905万円)。

平均給与月額(※3)・給料月額・年齢

区分	一般行政職	技能労務職
平均給与月額	42万 402円	35万7,010円
平均給料月額	32万4,108円	31万1,336円
平均年齢	41.9歳	56.8歳

初任給(令和5年4月1日現在)

区分	試験区分	初任給	2年後の給料
一般行政職(※4)	age22-29	19万1,700円	20万5,400円
	age30-40	23万4,400円	24万6,000円
	高校卒	age18-21	16万4,100円
技能労務職(※5)	中学卒	15万 100円	15万8,900円

期末・勤勉手当(令和4年度実績)

4.40月分

- 期末手当 2.40月分(6月期1.20月分、12月期1.20月分)。
- 勤勉手当 2.00月分(6月期0.95月分、12月期1.05月分)。

退職手当(令和5年4月1日現在)

勤続年数	支給率		平均支給額(令和4年度支給実績)
	自己都合	早期(※6)・定年	
20年	19.6695月分	24.586875月分	自己都合 235万円 早期 2,046万円 定年 2,232万円
25年	28.0395月分	33.27075月分	
35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	

地域手当(令和5年4月1日現在)

- 東京都特別区支給割合 20%・5人。
- 宇都宮市支給割合(※7) 6%・3,285人。

時間外勤務手当(令和4年度実績)

- 支給総額 15億8,942万8,601円。
- 職員1人当たりの平均支給額 48万2,815円。

特別職の報酬(令和5年4月1日現在)

職	報酬等月額
市長	110万9,200円
副市長	90万2,400円
議長	80万0,000円
副議長	71万0,000円
議員	67万0,000円

- ▼期末手当 4.40月分(令和4年度支給割合)。

その他

勤務時間など(令和5年4月1日現在)

- ▼勤務時間 午前8時30分～午後5時15分。
- ▼休日 祝休日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)。
- ▼週休日 土・日曜日。

分限・懲戒(令和4年度実績)

- ▼分限処分者数 50人(休職50人)。
- ▼懲戒処分者数 4人。

研修(令和4年度実績・延べ受講者数)

- ▼行政職・技能労務職 3,504人(自己研修111人、所属研修338人、基本研修3,055人)。
- ▼消防職 629人(学校教養65人、一般教養564人)。

人事評価(人事評価制度・令和5年4月1日現在)

- ▼行政職・消防職 目標管理を用いた業績評価と標準職務遂行能力を用いた能力評価を柱とする人事評価を実施。
- ▼技能労務職 仕事の量と質の項目において評価する業績評価と、標準職務遂行能力を用いた能力評価による人事評価を実施。

福利厚生(令和4年度実績)

- ▼健康管理事業 定期健康診断3,253人、各種がん検診1,449人、特殊健康診断488人、予防接種など361人、健康相談732人、健康教育963人。
- ▼公務・通勤災害 15件(公務9件、通勤6件)。
- ▼共済組合(県市町村職員共済組合) 職員の年金制度、健康保険制度などを実施。
- ▼職員互助会 会員の給付・福祉その他厚生に関する事業を実施。

※1 保育士・保健師・医師・薬剤師の合計。 ※2 国体の体制整備に必要な人員は平成31年度の増員分から令和4年度まで計画対象職員数の対象外。
 ※3 給与月額とは、給料および職員手当の合計額。 ※4 一般行政職は、窓口業務などに従事する事務職員、設計・監理業務などに従事する技術職員。
 ※5 技能労務職は、清掃作業員・道路補修作業員など。 ※6 早期退職特例措置として、2～45%の加算あり。 ※7 医師の支給割合は、16%・2人。